

一般廃棄物処理施設変更許可証

令和 5 年 3 月 2 日

住 所 姫路市網干区浜田1223番地の10

氏 名 ハリマ産業エコテック株式会社

代表取締役 梶原 成郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定により、施設の変更許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

姫路市長 清 元 秀



許可の年月日	令和 5 年 3 月 2 日	許可番号	一施 第 令1-1 号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設(破碎施設・発酵施設・乾燥施設) 木くず(剪定木くず等) 動植物(魚介類・野菜・果物・木くず等)及び汚泥		
変更内容	リサイクル事業の拡大及び安定供給を図るため、発酵施設、乾燥施設の追加		
設置場所	姫路市網干区浜田1223番10他3筆		
処理能力	① 破碎施設 71. 2t/日 (8時間) ② 破碎施設 200. 0t/日 (8時間) ③ 発酵施設No.1 27. 0t/日 (24時間) ④ 発酵施設No.2 40. 0t/日 (24時間) ⑤ 発酵施設No.3 24. 0t/日 (24時間) ⑥ 乾燥施設 12. 6t/日 (24時間)		
許可の条件	なし		
留意事項	1. 施設の設定(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		